

平成27年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第3号）

（輝くふるさと常任委員会）

平成27年7月6日（月）

午前10時 開 議

【開 会】

【 会議録署名委員の指名 】

日程第1 会議録署名委員の指名

【 議案第33号～議案第39号・承認第1号審査 】

日程第2 議案第33号 平成27年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）

日程第3 議案第34号 葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第35号 葛巻町清掃センター大規模改修工事の請負契約の締結
に関し議決を求めることについて

日程第5 議案第36号 江川中学校校舎等耐震改修工事の請負契約の締結に
関し議決を求めることについて

日程第6 議案第37号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第7 議案第38号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めること
について

日程第8 議案第39号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めること
について

日程第9 承認第1号 葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処
分に関し承認を求めることについて

【 請願第3号審査 】

日程第10 請願第3号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求
める請願

追加日程第1	発委第4号	岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を 求める意見書の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・	22
追加日程第2	発委第5号	地方自治体の医療費助成制度における現物給付導 入に係る国庫負担金削減の撤廃を求める意見書の提 出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23

平成27年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第3号）輝くふるさと常任委員会

7月定例会議 議事日程告示年月日	平成27年6月25日（木）			
定例会議再開年月日	平成27年7月3日（金）			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	平成27年7月6日（月） 開議10時00分 閉会11時33分			
委員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅早 席席刻退	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
	山崎 邦 廣	○	小谷地 喜代治	○
	大平 守	○	山岸 はる美	○
	柴田 勇 雄	○	辰柳 敬 一	○
	鈴木 満	○	高宮 一 明	○
	姉帯 春 治	○	中崎 和 久	—
会議録署名委員	大平 守		山岸 はる美	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子	議会事務局総務係長	遠藤 政明

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町 長	鈴木 重 男	健康福祉課長	深澤口 和 則
	副 町 長	觸 澤 義 美	農林環境エネルギー課長	中 村 輝 実
	教育委員長		建設水道課長	冬 村 一 彦
	農業委員会長		教育委員会教育次長	檜 木 幸 夫
	代表監査委員		病院事務局長	岩 泉 宇 昭
	教 育 長	中 田 直 雅	農業委員会事務局長	村 上 明 彦
	総務企画課長	丹 内 勉	総務企画課室長	波 紫 徳 彰
	政策秘書課長	山 下 弘 司	総務企画課財政係長	近 藤 桂 太
	住民会計課長	村 中 英 治		

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、柴田勇雄委員及び山岸はる美委員を指名します。

それでは、ただいまから、議案審査を行います。

質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。

また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

はじめに、日程第2、議案第33号、平成27年度葛巻町一般会計補正予算(第1号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

山崎委員。

山崎邦廣委員

私の方から、12ページ、3、歳出、2款、1項、総務管理費、10目、基金管理費につきまして、お尋ねをいたします。

現在、町は多くの公共財、中でも老朽化の著しい公共施設の将来を見据え、30年後、40年後を見据えて更新をしていかなければならない状況にあります。

基金につきましては、公共施設等整備基金、これらの基金につきましては、経済の不況の影響による税収の減少、あるいは、ここのところ全国各地で発生しております災害での思わぬ支出などの状況におきましても、安定した財政運営のために、現在の町の現状からは良いことであると思っております。公共施設の今後の整備に向け、基金管理を确实かつ効率的に運用していくものと認識しておりますが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

公共施設等整備基金につきましては、今回289,999,000円補正させていただきました。基金全般的な管理の考え方にも及ぶ話かと思いますが、とりあえず今回の分につきましては、26年度からの純繰越金の2分の1以上は基金の方に積み立てなければならない

というルールもございます。そういった中で、今回、公共施設整備基金の方に積み立てさせていただいたというものでございます。減債基金、あるいは財政調整基金、地域づくり基金とあるわけですが、町政におきましては、ご存じのとおり、種々公共大型施設等もいろいろ計画を進めてございます。そういった中で、形は公債費に起債をして、その公債費の償還財源にする、あるいは、取り崩しで起債の対象とならないもの等については、現金で取り崩しをするといったような使い道があるわけですが、今、緊急の課題としましては、公共施設整備基金が一番需要が多いといえますか、公共施設の整備ですので多額になるものでございますので、そういった観点からも、今回、公共施設整備基金に積み立てていただきました。そういった中で、他の基金等も、それぞれの財政事情を考えながら、バランスを取りながら積み立てをしていきたいというものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

この財政調整基金につきましては、それぞれの年度間の不均衡を調整するという機能もあるわけでございます。計画性は基より効率性も求められると思いますが、そのことにつきましては、副町長、どのようにお考えでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

まず、基金の積み立ての考え方でございますが、今、町の将来を考えたときに、大きな課題というのは人口減少、そして、地域の活性化、活力を高めていくというのが、ひとつ大きな課題であると思っておりますし、併せまして、先ほど委員からもお話ありましたように、公共施設の老朽化といえますか、この二つの対策が大きな今後の課題であると、このように思っておるところであります。

そういう中で、ひとつはソフト事業の関係でありますが、これにつきましては、自治会等を中心とした集落の活性化、あるいは、移住、定住対策、さらには医療費の確保、あるいは保健福祉といえますか、これらの向上のための子育て支援、そういったようなもの等につきましても、この地域の住民に密着した、ひとつの対策を講じていく、そういう考え方の中で、地域づくり基金が、正にそういう基金としての活用も図りながら進めているというのが、ひとつの実態でございます。

それから、もうひとつは、先ほど総務企画課長からもお話ありました公共施設整備基金でございますが、現在、葛巻病院の建て替え、それから、江川簡易水道の整備が3年目に入っているという状況でありますし、それから、定住対策住宅、さらには茶屋場田子線の堤防の拡幅、これにつきましても、町の単独事業ということで、今、進めておるわけですが、正に、そういう事業の起債を充当しながら進めておりますが、そうい

う事業、あるいは、今度、老人ホームの建設、江川小学校の整備等々が、今、実際に事業が動き出しながらの、その対策を進めながら、公共施設整備基金は、補助金を優先的に導入しながらであります、その残りの部分については起債を導入し、そして、起債のその償還の部分に対しまして、今回の公共施設基金を充てながら、安定的にそういう財政運営を図っていきたいという基本的な考え方の中で進めているものであります。

それから、財政調整基金につきましては、特にも喫緊の財政の緊迫した状況等々も、例えば災害対策等でも、かなり立ち上げの分については、単独で立ち上げなければならない部分がありますが、そういう事業に対しての充当等が、これまでの内容になっているものであります。

いずれ、そういう中に、公共施設整備基金が今22億ほどになっておりますが、正に、そういう面での、先ほどお話ししましたような事業費を見ますと、ちょうど起債が42億ほどになるものでありまして、その償還の部分、それに対しても交付税が約50パーセント、過疎債の分については70パーセント、それから、病院債、その他の分については20パーセントから30パーセントということでありまして、平均的に見ますと、約50パーセントが交付税の中でみていただけるというものでございまして、現在、トータル的に見ますと、42億、43億に起債額がなるものであります、その2分の1に相当する部分が償還に当たるものであります、公共施設整備基金、今、当面考えている分についての、そういう財源は確保されているような状況にあると、このように思っているところであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

私の方からは、5ページの債務負担行為について、まず、最初にお伺いをいたしたいと思います。

今回の補正は、中小企業振興資金利子補給の債務負担行為でございます。この利子補給につきましては、今年度の当初予算で債務負担行為の議決を経たと、そのように認識しておりますが、この中で根拠規定となる葛巻町の中小企業の振興資金利子補給規則に基づきというような、限度額のところに記載しているわけですが、これの制定はいつ制定しているのか。

それからまた、当初予算で50,000,000円の限度額、これを半年も経たないうちに1億というような融資総額の限度額というような形になるかと思っておりますが、こういったような何かの特殊事情があるのではないかと思うのですが、現在の、この融資の活用状況等はどのようになっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

まず、規則の制定ですけども、今年の3月17日付の規則第1号で制定してございます。

それから、活用状況等ということでございますが、当初の説明の際にもお話しましたけども、今回、初めて取り組んだわけですが、予想を遥かに上回るといいますか、申込み希望が大変多いという状況でございます。今現在で、既に50,000,000円といいますが、予算枠に達しているというような、件数とすれば9件で、いずれも運転資金なんですけども、今、枠がない中で希望者には待機してもらっているような状態のものが8件あるというようなことございまして、当初予算を組む段階で、どの程度の需要があるかというのも正直はつかみにくいところでもあったわけですが、希望がかなり多ございまして、既に今把握しているだけでも90,000,000円近い希望があるというようなことを踏まえましての1億円の設定ということをお願いしたいというものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、利子補給規則の関係でございますが、葛巻町のインターネットを開かせていただきましたが、こういったような部分、規則には、例規としてインターネットなどには記載していないですか。実はあるものか、ないものか確認できませんでした。こういったような部分については、利子補給があるのもあれば、ないのもあるというような、不揃いの部分があるような感じがしておりますが、これは、現時点では載っているでしょうか。私は見つけられませんでした。こういったような部分は、規則できっちり表示をして、どのような方に融資した場合には、この利子補給がなされるのか、そういったような判断にもなるかと思っておりますけれども、こういったような規則の、インターネット等での例規集も含めた対応はどのようにお考えになっているのか。

それから、予想を遥かに上回るというようなお話でございまして、現在で90,000,000円ほどのというようなお話でございましたけれども、何が予想を上回っているのか、主体はどのようなものが需要が多いのか、もう少し具体的にお話をさせていただければ、すごく理解しやすいなというように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

ホームページの部分については、申し訳ございません。更新の方は、まだ、この部分はやられていないということでございます。

これの周知につきましては、商工会等を通じまして直接伺って、説明会等を設けて、対象業者さん等に周知徹底を図ったということではございます。説明会等、商工会等を

通じて何回かやっております。そういった手法をとらせていただきました。

それから、要因ということでございますが、これには運転資金と設備資金の二つの資金補給がございます。今回、設備資金は1件だけでございまして、ほとんどが運転資金でございます。

それから、その魅力と申しますか、そういった部分では、年1.5パーセントの利子補給をするという部分で、実質、利子の2分の1を補助するような形のことになります。

もうひとつの魅力は、借りる際には信用保証協会の方に保証料というのを支払わなければならないのですが、その借りる率によって、それから、その借りる業者が、その保証協会で決めたランクによって、9段階ございますけれども、そのランクによって、その保証料の徴収する率が変わってきます。その部分が、なかなか負担のようでございます。これを町の方で全額負担するといったようなことで、実質は利子の半分を毎年償還していけば済むということが大きな魅力だというように、借りる側もそういうようなことを申しておりますし、私達もそのように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

こういったような規則については、更新すると、掲載するというような理解でよろしいでしょうか。もう一度、ここでお尋ねをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

更新はいたします。時期が、他のものとまとめて定期的にやっているもので、すぐ、これをリアルタイムにというようなシステムにはまだしていませんが、定期的に更新をさせてもらうということで、お願いしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

ただいまの件は分かりました。

次に、13ページをお願いしたいのですが、今回、老人福祉施設、養護老人ホームの工事関係が、このように出てまいりました。それで、葛葉荘の改築事業概要につきましては、先の全員協議会で議会の方では説明を受けたわけですが、内容について、町民の方々への公表はどのように考えておられるのか。建設場所等々は、町民の方はおそらく分からないのではないのかなど、どのような規模でやるのか、そういったような部分に

については、どのように公表をお考えになっているか、お伺いをいたしたいと思います。これが、第1点です。

次に、この葛葉荘の最終の総事業費はどのくらいを見込んでいるものか。その財源内訳はどのように考えて、来年度までの事業のようでございますが、こういったような中身で、この財源を手当していくのか、その見通しについてお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（深澤口和則君）

それでは、ただいまの柴田委員さんのご質問に、健康福祉課長からご答弁させていただきます。

まず、第1点目の公表というお話ですが、今回、予算の方を計上させていただきまして、議決後には広報等を通じて町民の皆様には、この事業の内容につきましてご周知申し上げたいというように考えております。

それと、事業費の関係ですが、これから詳細設計の方をいたしまして、その中で事業費の方は固まっていくものというように、そういう段取りで、今後、進めさせていただきますが、現時点で8億弱ぐらいの事業費を見込んでいるものでございまして、県からの補助金プラス残りの分につきましては、起債充当により施設整備をというように考えているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

町民の方々は、現在地であれば、そう戸惑いはないと思うのですが、説明によりますと、現在地から新しい方に移動するわけですので、そういったような情報は町民の方々にも、やはりお知らせしていくことが極めて大事なような感じがしておりますので、そういったような部分については、公表といいますか、お知らせといいますか、そういったような部分は、やはり積極的に情報提供をすべきではないのかなど、このように思っておりますので、ぜひ、そのような方法を打ち出してほしいなというように思っております。

それから、この財源内訳について、もう少し具体的に、やはり、もう2カ年工事をやるわけですから、県補助と起債だけではできないわけですね。総額でいくらで、このくらいの財源手当をして完成させたいという決意がなければ、この財源対策はならないわけですので、多分、一般財源もかかるでしょうし、例えば、この公共施設の基金の方からも考えているのか、これは町当局でなければ分からない問題でしょうから、その辺のところを、もう少し詳しく教えていただければ有り難いと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

財源の手当についての、もう少し詳しくということですが、今、健康福祉課長から申しあげましたように、総事業費約8億を見込んでいるものでありますが、そういう中で、補助金が218,000,000円ほどを見込めるものでございます。その他の分につきましては、こういう施設に過疎債を充当できることになっておりますので、その充当の分については、約6億近くになるものでありますが、その70パーセントが交付税で元利償還の時期にみてもらえる有利な起債といえますか、これを活用しながら、この事業を進めようとするものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

先ほどよりは少し詳しく説明をしていただいておりますが、公共施設等の基金は使用しないでしょうか。その辺の見通しもお知らせをしていただきたいと思います。

それから、今回、公有財産の購入費が32,400,000円ほど計上になっているわけですが、ちょうど、この建設用地の向かいには町の方で建設いたしました車庫が建設され、今年度、完成になったもので、昨年だったでしょうか、あそこの取得をしたところでございますが、購入単価等については比較した場合にはどのような形での購入の結果になっているのか、お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

公共施設の整備基金を活用するかどうかということですが、この1点について、私の方からお答えさせていただきます。これにつきましては、元利償還時に、過疎債を導入した際に、元利償還の7割分が交付税でみていただけますが、その3割分に相当する部分というのは、公共施設整備基金等を活用しながら返済に充てていくという考え方でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（深澤口和則君）

それでは、用地の購入の単価等については、健康福祉課長からご答弁させていただきます。

平成 25 年度に町の公共施設として、向かいの辺りの用地を購入しているわけでございまして、今回は場所もかなり近い場所でございまして、前回の単価と同額で地権者の方には用地提供の方をお願いしているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

ちょうど向かいの車庫を 25 年度に購入したというようなことなのですが、大体、同じような形での単価になっているのかどうかというようなことを確認しているわけですので、あまり相違があってはおかしいなと思って確かめてのあれですから、その辺の状況をお知らせしていただければ有り難いなど、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（深澤口和則君）

単価は同額で、用地の方は地権者の方をお願いしているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。辰柳委員。

辰柳敬一委員

1 点だけお伺いしますが、11 ページの一般管理費であります。

番号制度に伴う情報システムの改修事業であります。番号制度というのは、いろいろニュース等では伺っておるわけですが、実際に我が町で導入ということになった場合、町民の皆さんが混乱するようなことはないのか、その辺、番号制度について分かりやすく説明をお願いしたい。それから、町民に対して、そういった説明等があるものなのか、その点。それから、いつ頃から、この番号制度が導入されるのか、その辺について、お伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

それでは、番号制度の関係でございますが、業務的に一番関わりがございますので、私の方から、お答えさせていただきたいと思っております。

番号制度については、法律としては既に成立して、いろいろ準備が進められてございます。今年度の10月5日から施行されるというように政令等の方が決まっております、今年の10月に全町民に番号が一斉に通知をされます。それは、町の事務ではありませんが、国の方の機関に全自治体が委託をして、そこから発送はされるということになっております。それが、今年の10月でございます。

その際、番号がいきますが、今は住民基本台帳カードというのがございますが、それに代わる個人カードというものが1月から申請によって交付がされるということで、進められてございます。そちらの方も、町の方に申請をしていただくという形にはなりますが、送付は同じように1カ所から全国に向けて送付をされる。そういう中で、いろいろ住民の移動ですとか、そういうのも間に入ってくると思いますので、そういう部分の調整ですとか、連絡とか、そういった事務は住民会計課の方でやるような形になります。

具体的には、今年度の予算等でいろいろシステムの改修等をしてまいります。そういう中では、住民基本台帳システムの中に、そういう番号等を登録できるような形の改修をやるというのが大きなひとつですが、その他に、今回、税条例の方でも提案させていただいております、いろいろな申告書ですとか、減免申請書、そういったものに番号を書く欄を設けるという、今回そういう改正もいろいろお願いして、個人、法人に限らず、内容等ありますが、今年度、そういったような様式の変更、そのためのシステムの改修、そういうもの等を進めてまいります。

そういった中で、最初は税の関係が一番の大きなものとなると思います。それは、事業者が確定申告等をする場合に、その番号を記入して申告をする、あるいは役場に給与の支払い報告書を出す場合に、番号を記入して出さなければいけなくなると、そういったこと等が施行後に出てきますが、主にはそういうもの。それから、個人の場合の申告書、確定申告書等にも、そういう番号を記入していくというようなこと等が出てまいります。それが来年以降、順次、施行されてまいりますので、申告等は来年、再来年というようなことになろうかと思いますが、そういった関係で、今年度になって国の方からも、国民向けのいろいろなポスターですとかチラシ、そういうものが出て、一部、自治会連合会の会議等でも配布等もさせていただいておりますが、そういうご案内のものを、これから何度にも分けて、そういう通知も出てまいりますので、周知を図りながら進めてまいりたいと思いますが、当面はそういった住民基本台帳の関係、あるいは税の申告等、国全体で動いていくような、そういったものの事務を進めてまいりますし、話としては、平成30年度あたりからは国保の保険証等も、そういったものというような話もございますが、その辺は、まだ決まっておりますので、順次、利用が拡大していくというような方向で動いていくものと考えてございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

15 ページでございますが、観光費の中で、JR駅舎の空調設備修繕工事 700,000 円

ほど予算計上になっておりますが、この工事は具体的にどのような工事内容になっているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

空調設備工事につきましては、現在、クーラーの方が故障してございまして、今、待合室あるいは売店の方の、例えば野菜とか、そういったのが夏場なんか日持ちが悪いとか、そういったような被害が出てございまして、今回、空調設備工事を、それぞれ待合室、それから店舗部分の方に付け替えるというものでございまして。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

待合室、店舗というようなことですね。それで、JR駅舎の部分なのですが、町の方でお借りしているというようなことは聞いているのですが、こういったような修繕等々の部分については、JR駅舎としての町有財産として、直接、町では管理できるのかどうかというようなことなのですが、例えば、自分の財産でございましたならば、工事請負費で単独事業というような形でできるような感じがしますが、町の財産になっていなければ、直接のこういったような部分については、いかがなものかなというように思いますが、そういったような、その財産権、JRの分を町の方で直接工事するというようなことは、いかがなものかなという疑念がありましたので、工事そのものは、このような状況のようですから、その部分については、どのように考えられますか。こういったような感じで、町有財産としてJR駅舎も直接管理できるのか、その辺を教えてください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

今回の工事につきましては、例えば、建物本体の大きな改修とか、そういったことではなくて、どちらかといいますと、クーラーそのものの部分が大きくございまして、そういった部分で、そのクーラー部分は町のものとして修理したいということでございまして。といいますのは、協議する中で、JRさんの方も、なかなか経費的に応じにくいと、常にそういう答えなわけで、そういった中で、利便性を図る、早急に対応したいというような部分で、永久的な建物工事ではございませんので、可能な方法として、こういった手法をとらせていただきました。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第33号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第33号、平成27年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第34号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

定住住宅の今回の改正の部分で、例えば入居者のうち1人が30歳になりますと、第1項の家賃になってしまうのか。これでいきますと、30歳未満のときは、それぞれの半額というような形になっておりますので、30歳が基準になっている条例のような感じがしますので、30歳未満というのは29歳までというようなことになりますよね。それで、30歳になった途端に正規の、この額になるのかなというような確認でございしますが、そういったような部分が、どうなるでしょうか。

あと、面積も、世帯用、一人世帯用のような感じで、違うところもあるわけなのですが、これが大城、中村住宅とも一律の家賃となるのかどうか、そういったような部分については、どのような形になるでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

料金体系につきましては、基本が第1項の方の料金でございまして、これは大城、中村と同じ考え方の中の整理でございます。

それから、第2項の方につきまして、例えば、家族のうち1人が誕生日を過ぎたら高くなるかということですが、基本的に、現在のところ、そういうように考えてございます。そういった運用の中で、不都合等が出るようであれば、また見直し等もしていかなければならないとは思いますが、基本的には、第1項の方の料金自体も、必ずしも高い設定ではないというように認識してございまして、そういった中で、さらに、その半分でございますので、例えば、今月まで安い料金が来月から高くなるというような事態も出るかとは思いますが、入居する前に、そのところは、十分、周知徹底を図りまして、理解をいただきながら進めたいと思っております。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第34号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第35号、葛巻町清掃センター大規模改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

この大規模改修工事期間中、9月から12月の予定のようでございますが、その間のゴミ収集処理は、現行のままで収集をして、八幡平の方に持って行くのかどうか、その確認をしたいと思います。

それから、延命工事というようなことで、平成40年まで使えるような工事というような理由になっておりますが、40年までですと、あと12年ほどあるわけですが、今回の改修工事で40年まで延命化ができる内容のものかどうか、その点をお尋ねをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまのご質問について、ご答弁申し上げます。

まず、最初に、この前の全員協議会の際に申し上げたとおりが全てでございます。補足しますと、その9月から12月までの間につきましての、さらなる確認で今ご質問いただきましたので、その分についてお答えしますと、ただいま行われております町内の収集の形で行いまして、焼却だけを八幡平市の方で行うというような形で計画をしておるところでございます。

平成40年までの修繕につきまして、基本的には、そこまでの延命は図られるよう工事内容の方については検討されております。ただ、一般的に、その消耗品において、例えば1年、2年の消耗品とか、そういった消耗品交換というのは当然のことながらございますので、それらにつきましては、順次、耐用年数がきましたら交換しながら、きっちり40年まで燃焼ができるような形で継続していきたいと考えております。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第35号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第35号、葛巻町清掃センター大規模改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第36号、江川中学校校舎及び屋内運動場耐震改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

この江川中学校の屋内運動場耐震工事、校舎と屋内運動場の耐震工事の期間、7月8日から来年の2月26日までというようなことになっているようですが、この間、生徒が登校しながらの工事になると思われますので、生徒の安全対策と、授業の使用等、対策はどのような形になるのか、教育委員会の見解をお伺いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局教育次長（榎木幸夫君）

ただいまのご質問に対して、ご答弁させていただきます。

今回の工事につきましては、校舎の外側に、外付けでフレームのような鋼材のものを設置しますために、学校を休むことなく、居ながらの工事が可能となるものでございます。生徒の安全確認につきましては、校舎の正面側の右側と左側の端の方に、その強化するものをつくるわけですが、その際には、工事の際に生徒の通行に、安全に支障が来たさないように、順次、カバーをして、生徒が通るところを確保しながら工事をするものでございます。ご理解をいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第36号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第36号、江川中学校校舎及び屋内運動場耐震改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第37号、財産の取得に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第37号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第37号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第38号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第38号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第38号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、日程第8、議案第39号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第39号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第39号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、日程第9、承認第1号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

町税条例の一部改正でございますが、まず、先ほども若干マイナンバーの関係が質疑の中に出ておりましたけども、このマイナンバー、個人番号、法人番号があるようでございますが、この番号は、どのような形で決められてくるのか。

それで、これは本人にも、あと、この町税条例の他にも使うような形のものが想定されているのかどうか、そのところをお伺いしたいと思います。これは、もう税金だけにしか使わないマイナンバーというようなことでしょうか。これが1点です。

それから、ふるさと納税のワンストップの特例制度が改正になるようですが、これから、たくさん、ふるさと納税に協力していただきたいわけでございますが、これの申請、確定申告の制度がやりやすくなるというようなことですが、これを具体的に、どのように改正になるのか、内容をお知らせいただきたいと思います。

それから、3点目は、国民健康保険税の関係なのですが、課税限度額が引き上げになるわけですが、その引き上げに伴っての対象件数と、この影響額はどのような額になるのか、お伺いをしたいと思います。この3点願います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

お答えを申し上げます。

マイナンバー制度の関係でございますが、先ほども若干申し上げましたが、国の方の情報関係の独立した組織、そこが全て付番等、あるいは今後のカードを作って交付するという最初のところの部分、全自治体がそこに委託をしてやるという形になってございますので、番号の付番の仕方等については、個人、法人あるわけでございますが、どういふようにという部分は、内容を特にこういうものだといふようには、まだ聞いておりません。向こうで、一律で番号を管理し、空き番とか、いろいろ出るとは思いますが、そういう管理も一切そこでやるということでございます。

それから、その活用ということでございますが、町との関わりということでは、住民

基本台帳といいますが、その中に付番して、それぞれの市町村が、その番号を把握して持っているというところが全ての、いろいろな活用策の基になるという意味で、その部分は法律でという部分でございますので、それはそれで準備が進められていることとなりますが、町との関わりでは当面、町税の関係で関わりが出てくるということで、今回、町税条例の改正ということで、町税条例に必要なマイナンバーの関係、様式の関係ですとか、そういった部分での改正をお願いしているところでございます。

それ以外にも、国全体としては、年金の申請受給資格、そういったものの活用、あるいは社会保険料、社会保険の関係、事業所が関わっていくわけですが、そういったもの等は来年から、施行後、動き出すというようなことになっております。それと、あるいは法人税の申告、所得税の申告、そういった際に番号を活用していくというのも、来年からなるかと思いますが、そういった部分が国全体としては動き出す。その中で、町としては当面その住民基本台帳、転出転入届とか、そういったもの等で全部付番されて、全国どこでも証明書が取れるし、転出届が出せるというようなことになっていくわけですが、そういったものの準備が進められますし、町としては、税の関係は最初の部分ということでございます。

それから、二つ目の、ふるさと納税の制度でございますが、現在 10,000 円を寄附した場合には 8,000 円、2,000 円を除いたところが所得税、あるいは住民税から控除されるというシステムになってございますが、それについては、寄附者が確定申告等をして、その部分の控除、還付を受けるというシステムになっておまして、飽くまで寄附者が自主的にそういうものをしないと控除を受けられないという仕組みになっておますが、それにつきまして、今回の改正によりまして、寄附した人が、例えば、葛巻町民ではない方が葛巻にふるさと納税をしていただくと、葛巻に、この分についての申告の手続きをしなくても、そこが控除されるようにお願いいたしますよということを、寄附した団体の方に申し出れば、寄附をいただいた団体が、その方の住所地の市町村、あるいは県ということになります。そちらの方に通知をして、課税の処理の中でその分を減額してということで、寄附した人がわざわざ、その後の手続きをしなくても、税的な控除を受けられるという制度に変わるということでございます。

次に、3点目の国保の限度額の関係でございます。今回、基本課税のところ、10,000 円、後期高齢者の支援金で 10,000 円、介護納付金の関係で 20,000 円の限度額の引き上げ、合わせて 40,000 円の引き上げとなっております。

実は、26 年度の課税では、例えば、基本額 540,000 円の限度額ですが、19 世帯が限度額でございました。今年度、もうすぐ納税通知書をお送りする時期でございますが、現時点では、これが 18 世帯になるということでございますので、510,000 円から 520,000 円になったことで、1 世帯が限度額世帯ではなくなったという影響でございます。

それから、後期高齢者については、24 世帯から 25 世帯ということで、逆に 1 世帯増える見込みでございます。

それから、介護納付金については、14 世帯から今回 20,000 円引き上げになりますが、これによりまして、世帯数で 4 世帯の減になるということで、影響額 20,000 円のところでございますが、4 世帯ですので、80,000 円くらい限度額ではなくなるということ

にはなりますが、所得の増減の関係もございますので、今回の限度額の引き上げについては、相対的には、ほぼ前年並みのような状況になっているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

大体は理解しました。

ただ、このマイナンバー制度の導入に当たって、先の年金問題等もありましたとおり、このマイナンバーの管理保護、こういったような管理については、もちろん厳重に管理しなければ大変なことになるかと思っておりますが、この管理保護については、どのような対応方法でやられるのか、その中身について、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

マイナンバーの内部的な管理という部分のご質問かと思いますが、マイナンバー制度そのものについては、国が定めた厳格なシステムがあるわけではございますが、それに沿ってシステムの改修を進めてということではございますし、もうひとつは、その自治体間、各いろいろな機関とつながって、その中で情報、住所、氏名、生年月日等の情報をやり取りするというようなこととなりますが、それはL G W A N等を使って一般の通信とは別なもので通信されますし、これまでも住民基本台帳ネットワークということで、運用してきてございますが、それに番号の分が付加されるということではございますが、そういった部分で、これまで当町で問題が発生したという事例はございませんので、今後、その辺は職員のそういう資質向上も含めるための研修ですとか、内部的な勉強、今後、県主催のそういった研修会等も予定されてございますが、そういったもの等も踏まえながら、十分にそういったものが守れるよう、また、個人番号そのものを確認して見るとか、そういうことは基本的には、あまり業務としては、住民会計課としてはないのかなと、とめがないのかなというようなことも考えてございますけども、そういった中で職員の異動ということもございまして、十分そういったことも念頭に踏まえながら、内部でのそういった認識、資質的な向上ということを図ってまいりたいと考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

承認第1号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

ここで、当局の方々は、退席していただいて結構であります。

(当局退席)

次に、日程第10、請願第3号、岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願についてを、議題とします。

はじめに、事務局長より、請願書の朗読を求めます。

議会事務局長。

議会事務局長（澤口節子さん）

それでは、朗読いたします。

請願第3号、平成27年6月3日付で、岩手県保険医協会会長、南部淑文様から提出されております。

岩手県の医療費助成制度について現物給付を求める請願。

県は医療費助成制度の給付方法について、就学前児童及び妊産婦については2016年8月より現物給付を導入する方針ですが、その他の助成制度対象者は償還払いのままです。

償還払いは、医療機関を受診した際に窓口でいったん法定の一部負担金を支払い、負担上限額を超えた分が後日払い戻される仕組みです。一方の現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では秋田県や山形県は全ての制度で現物給付を導入しています。

患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことです。そのため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要です。市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が不要です。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認と診療報酬明細書、レセプトへの貼付が不要です。

しかし、現物給付を導入すれば、ペナルティとして国からの国民健康保険に係る国庫負担金が削減されてしまいます。住民の健康のために患者負担を軽減している自治体に対してペナルティを科すことは言語道断です。

つきましては、貴議会におかれましては、住民の健康増進及び傷病の早期発見・早期

治療による重症化防止のため、次の項目について岩手県及び国に対し意見書を提出していただきますようお願いいたします。

1、県は医療費助成制度の給付方法について全て現物給付としてください。
2、国は、地方自治体の医療費助成制度で現物給付を導入している自治体に対する国民健康保険に係る国庫負担金の削減をやめてください。

以上、朗読を終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

事務局長からの朗読が終わりました。

次に、紹介議員から本請願についての意見を述べていただきます。

紹介議員、8番、辰柳議員。

紹介議員（辰柳敬一君）

私から、意見を申し述べさせていただきます。

岩手県では、乳幼児、妊産婦、子どもを含めて重度の心身障がい者、一人親家庭を対象に医療費の助成制度を実施しております。

この助成の方法は、病院受診の際、窓口でそれぞれの保険者ごとに決められた一部負担金を支払い、手続きを行ったあと2、3カ月後に助成分が払い戻される、いわゆる償還払い制度で対応されているところであります。

そうした中、県では、平成28年8月から、子育て支援策として小学校入学前の子どもと妊産婦の医療費助成については、助成分を窓口で負担しなくてもよい現物給付に移行することを決定しております。

しかし、依然として重度の心身障がい者などは償還払いのままです。

この助成対象者全てが、手持ちのお金がないことを理由に、受診をためらうことのないよう現物給付を導入して、住民の健康を守り、あるいは病気の早期発見早期治療につなげてほしいものと考えるものでございます。

こうしたことから、岩手県においては、全ての医療費助成制度で現物給付を導入していただき、国においては現物給付導入自治体に対する国庫負担金の削減をやめていただくよう求めるものであります。

ちなみに、現物給付を導入している都道府県は、子ども医療費で37都道府県にのぼります。また、県内議会では33議会中26の議会で既に請願採択を行っております。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

以上で、紹介議員の意見陳述は終わりました。

それでは、紹介議員の意見陳述を踏まえ、本請願に対して、委員各位からの意見を伺いたいと思います。

柴田委員。

柴田勇雄委員

ここで、暫時休憩していただいて、ちょっと皆さんで、この問題を揉んでもらったらどうでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

それでは、暫時休憩いたします。

（休憩時刻 11時13分）

（再開時刻 11時21分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、紹介議員の意見陳述を踏まえ、本請願に対して、委員各位からの意見を伺いたいと思います。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の、この岩手県単独医療費の助成制度の現物給付を求める取り組みについて、中身ですが、乳幼児と妊産婦と重度心身障がい者、一人親家庭、いずれも、こういったような助成制度があれば、受診者にとっては、ものすごく有効かつ生活が安定される制度ではないかと、このように思っております。したがって、この制度の趣旨に賛同いたしたいなというようなのが私の意見でございます。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり）

お諮りします。

これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

請願第3号、岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願については、採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、請願第3号は、採択すべきものと決定しました。

お諮りします。

ただいま、採択すべきと決定した、岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入

を求める請願に関し、岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書の提出について及び地方自治体の医療費助成制度における現物給付導入に係る国庫負担金削減の撤廃を求める意見書の提出についての2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書の提出について及び地方自治体の医療費助成制度における現物給付導入に係る国庫負担金削減の撤廃を求める意見書の提出についての2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、議題とすることに決定しました。

これから、追加日程及び発委案を配ります。

(追加日程及び発委案配布)

はじめに、追加日程第1、発委第4号、岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書の提出についてを、議題とします。

事務局長から、発委第4号について朗読を求めます。

議会事務局長。

議会事務局長（澤口節子さん）

それでは、朗読いたします。

発委第4号、岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書。

県は医療費助成制度の給付方法について、就学前児童及び妊産婦については2016年8月より現物給付を導入する方針ですが、その他の助成制度対象者は償還払いのままです。

償還払いは、医療機関を受診した際に窓口でいったん法定の一部負担金を支払い、負担上限額を超えた分が後日払い戻されます。一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では秋田県や山形県は全ての制度で現物給付を導入しています。

患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことです。そのため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要です。市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が不要です。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認と診療報酬明細書、レセプトへの貼付が不要です。

以上の点から、県におかれましては、県民の健康増進及び傷病の早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期に実現されるよう求めます。

1. 県は医療費助成制度の給付方法について全て現物給付としてください。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年7月7日、葛巻町議会。

裏をご覧くださいと思います。

意見書の提出先ですが、岩手県知事、岩手県副知事、岩手県総務部長、岩手県保健福祉部長。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

議会事務局長の朗読が終わりました。

委員各位から意見を伺いたいと思います。

柴田委員。

柴田勇雄委員

この中身でよろしいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

この中身でよろしいという意見をいただきました。

お諮りします。

これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

委員会発議をすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、最終本会議に委員会発議することに決定しました。

次に、追加日程第2、発委第5号、地方自治体の医療費助成制度における現物給付導入に係る国庫負担金削減の撤廃を求める意見書の提出についてを、議題とします。

事務局長から、発委第5号について朗読を求めます。

議会事務局長。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

発委第5号、地方自治体の医療費助成制度における現物給付導入に係る国庫負担金削減の撤廃を求める意見書。

地方自治体が行っている医療費助成制度について、その給付方法のひとつである現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済む方法です。

患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要であるため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。また、一方の給付方法である償還払いの際に必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要です。市町村にとっては、償還払いに係る事務作業や振込手数料が不要です。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認と診療報酬明細書、レセプトへの貼付が不要です。

しかし、現物給付を導入すれば、ペナルティとして国民健康保険に係る国からの国庫負担金が削減されてしまいます。なぜ国は、住民の健康のために患者負担を軽減している自治体に対してペナルティを科すのでしょうか。そもそも国民の健康を守ることは、日本国憲法 25 条で規定されるように国の責務ではないでしょうか。

以上の点から、国におかれましては、住民の健康増進及び傷病の早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期に実現されるよう求めます。

1. 国は、地方自治体の医療費助成制度で現物給付を導入している自治体に対する国民健康保険に係る国庫負担金の削減をやめてください。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

意見書の提出先ですが、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上で、朗読を終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

議会事務局長の朗読が終わりました。

委員各位から意見を伺いたいと思います。

柴田委員。

柴田勇雄委員

この内容でよろしいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ありがとうございます。

お諮りします。

これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

委員会発議をすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、最終本会議に委員会発議することに決定しました。

以上で、本日の審査日程は全て終了し、本委員会に付託された事件は、全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

輝くふるさと常任委員会を閉会します。

ご苦勞様でした。

（閉会時刻 11時33分）